

**使用済燃料再処理機構 2023 事業年度 事業計画**

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」（以下「法」という。）第 48 条前段の規定に基づき、2023 事業年度における使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）の事業計画を次のとおり定める。

2023年3月

使用済燃料再処理機構  
理事長 佐藤 敏秀

**【機構を取り巻く状況】**

第 6 次エネルギー基本計画（2021 年 10 月閣議決定）においては、核燃料サイクルの推進を我が国の基本的方針とし、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ヶ所再処理施設のしゅん工と操業に向けた官民一体での対応、プルサーマルの一層の推進に取り組むこととしている。原子力については、実用段階にある脱炭素電源、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付け、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくこととし、2030 年度時点における電源構成において原子力発電比率は 20～22%程度との見通しを示している。

加えて、グリーントランスフォーメーション（GX）実行会議（2022 年 12 月 22 日）において、既設炉を可能な限り活用するための運転期間延長の仕組みの整備、核燃料サイクルの推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた仕組みの整備などを含む「GX 実現に向けた基本方針」が取りまとめられ、閣議決定（2023 年 2 月 10 日）を経て、法制化の作業が進められている。

こうした中、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）は、2022 年 12 月 26 日、核燃料サイクルの要である再処理施設のしゅん工時期を 2024 年度上期のできるだけ早期と設定し、約 2 年間の延期となることを公表した。現在、しゅん工に向けて、新規制基準への適合をはじめとした一層の安全性向上対策に取り組んでいる。また、日本原燃は、安全、確実な操業を期して、安全管理の徹底や、品質保証活動の改善に努めている。これらの取組みを通じて、地域社会からの信頼獲得を目指している。

一方、電気事業者は、2020 年 12 月 17 日に新たなプルサーマル計画、2023 年 2 月 17 日に具体的なプルトニウム利用量等を示すプルトニウム利用計画を策定している。

機構は、上記の状況を踏まえ、今後とも安全を最優先に、再処理等を着実かつ適切に実施していくため、2023 事業年度の事業計画を次のとおり策定する。

## 【2023 事業年度の事業計画】

### 1. 使用済燃料の再処理等の業務の実施

#### (1) 使用済燃料再処理等実施中期計画の変更

法第45条第1項後段の規定に基づき、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、電気事業者のプルトニウム利用計画や日本原燃の再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定操業計画を踏まえ、使用済燃料再処理等実施中期計画の変更を適切に行う。

#### (2) 使用済燃料の再処理等の業務の実施

機構は日本原燃に対し、再処理等の業務の一部を委託している。その日本原燃に対して、業務の実施状況、事業費の積算内容、支出実績等の確認を通じて、再処理等が着実かつ適切に実施されていることを、客観的かつ継続的に確認していく。

また、日本原燃の品質保証活動について確認するとともに、安全を最優先として、その活動が効果的に機能するよう、発注者の視点から助言・提言等を実施する。

再処理施設及びMOX燃料加工施設については、日本原燃においてしゅん工に向けた工事等が進められているところであるが、その工程の進捗状況の把握等を的確に行い、日本原燃がしゅん工及び安全・安定操業に向けた取組みを確実に実施していることを確認していく。

### 2. 拠出金の収納等

法第4条第2項及び第3項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、拠出金単価を適切に定める。

法第41条第2号等の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者から拠出金を適切に収納する。

収納した金銭は、余裕金運用計画に基づき、安全かつ効率的に運用・管理する。

### 3. その他業務運営に関する重要事項

業務の質の向上に向け、以下のとおり効率的かつ適切な業務運営を図る。また、業務運営にあたっては、立地自治体等との信頼関係に十分配慮する。

#### (1) 業務の継続的な評価・改善

効率的な業務運営の意識を徹底し、業務実施サイクルの継続的な評価・改善を実施することにより、効率的かつ適切な業務運営を図る。

#### (2) 内部統制・ガバナンスの強化

行動規範やコンプライアンスの推進に関する規程等を遵守し、適正な労働時間管理の下、業務を適正に実施するとともに、実施状況の確認・評価・改善を行い、さらなる内部統制・ガバナンス強化を図る。

### **(3) 適切な情報発信・理解醸成活動**

業務運営の透明性を確保するとともに、国民等の理解と協力を得られるよう、適時わかりやすい情報発信や理解醸成活動に努め、信頼性を高めていく。

### **(4) 人材の活用**

人材を適材適所で活用するとともに、業務を通じて習得した知見・知識の共有などにより、再処理等業務に幅広く対応できる能力の拡充に努め、効率的かつ適切な業務運営を図る。

### **(5) 情報セキュリティ対策**

情報セキュリティ意識のさらなる向上を図りつつ、コンピュータウイルス対策、不正アクセス対策等のシステムの運用・管理を適切に行うとともに、業務情報の管理を適正に行い、情報セキュリティの確保に万全を期す。

以 上